

通所介護 重要事項説明書

デイサービスセンター白岩

通所介護重要事項説明書

令和 年 月 日現在

この通所介護重要事項説明書は、お客様が通所介護サービスを受けられるに際しお客様やそのご家族に対し、当社の事業運営規定の概要や通所介護従業者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

(事業の目的)

第1条(有)西田順天堂薬局が実施する、デイサービスセンター白岩(指定通所介護事業所)(以下「事業所」という)において実施する指定通所介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従事者」という)が要介護状態にある方に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条1この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減をはかるために、必要な日常生活上の世話及び運動機能、口腔機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4前2項の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容を尊重し、事業を実施するものとする。

1. 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号	0887-57-8085 午前8時30分～午後17時30分
担当者	溝渕 聖

*ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 当社の概要

(1) 本社

法人名	(有)西田順天堂薬局		
本社の所在地	本社	南国市大桶甲1705	
	支社	南国市大桶乙1249-4	
代表者名	西田 光宏		
代表番号	088-864-2502		
事業所数	通所介護	2ヶ所	福祉用具貸与 1ヶ所
	居宅支援事業所	2ヶ所	介護住宅改修 1ヶ所
	訪問介護	2ヶ所	

(2) サービス提供事業所

事業所名	デイサービスセンター 白岩
所在地	香南市野市町東佐古727-2
電話番号	0887-57-8085
介護保険指定業者番号	3971100171
サービスを提供する地域	香南市・香美市・南国市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

定員	(月～土 35名)(日 30名)	静養室	1室
食堂兼機能訓練室		相談室	1室
浴室	一般浴槽	送迎車	8台

(3) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	(専属 0名、兼務 1名)	0名
生活相談員	(専属 0名、兼務 1名以上)	0名
サービス 従業者	看護師	(専属 0名、兼務 1名以上)
	准看護師	(専属 0名、兼務 1名以上)
	機能訓練指導員	(専属 1名以上、兼務 1名以上)
	介護員	(専属 4名以上、兼務 5名以上)

(4) 営業日および営業時間

営業日	下記の休業日を除く、月曜日から日曜日
営業時間	午前8時30分～午後17時30分
サービス提供時間	午前9時20分～午後16時30分
休業日	12月30日～1月3日
緊急連絡先	0887-57-8085

(5) 従業者の業務内容

職種	業務内容
管理者	従業者の管理、また、指定通所介護のご利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業者に厚生省令で定められた指定通所介護の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	サービス提供者は、お客様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した通所介護計画を作成し、お客様にその内容を説明いたします。また、指定通所介護のご利用申込に係る調整、サービス従業者に対する技術指導などサービスの内容の管理を行います。
サービス従業者	通所介護サービスの実施を行います。

3. サービス内容

「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、その施設において、入浴および食事の提供(これらに伴う介護も含む)、生活などに関する相談・助言、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話、ならびに機能訓練を行うサービスです。

4. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1

割、又は2割(H30年8月からは一部の方は3割)です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

『料金表』

	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護 1	3,700円	3,880円	5,700円	5,840円	6,580円	6,690円
要介護 2	4,230円	4,440円	6,730円	6,890円	7,770円	7,910円
要介護 3	4,790円	5,020円	7,770円	7,960円	9,000円	9,150円
要介護 4	5,330円	5,600円	8,800円	9,010円	10,230円	10,410円
要介護 5	5,880円	6,170円	9,840円	10,080円	11,480円	11,680円
個別機能訓練加算Ⅰイ	1日につき	560円		ADL維持等加算Ⅰ	ヶ月につき	300円
個別機能訓練加算Ⅰロ	1日につき	760円		ADL維持等加算Ⅱ	ヶ月につき	600円
口腔機能向上加算	月2回	1,500円		栄養スクリーニング加算	6ヶ月につき	50円
認知症加算	1日につき	600円		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数の9.2%(1月につき)	
中重度者ケア体制加算	1日につき	450円		減算について送迎をお行わない場合の減算片道(-)470円		
若年性認知症加算	1日につき	600円				
入浴加算Ⅰ	1日につき	400円				
入浴加算Ⅱ	2日につき	550円				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	220円				
介護福祉士の割合が70%以上						
勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上						
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき	180円				
介護福祉士の割合が50%以上						
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき	60円				
介護福祉士の割合が40%以上						
勤続年数7年以上30%以上						
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	1000円				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2ヶ月につき	2000円				
※個別機能訓練加算を算定している場合は	1ヶ月につき	1000円				

その他

①交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
(それ以外の地域の方は、交通費(実費)が必要な場合があります)

次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護の送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。通常の事業の実施地域を越えたところ(西は南国市、東は香南市)を起点とし、片道10km未満500円、10km以上1,000円とする

②食材料費

1食あたり 680円

通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について実費を徴収する。

5. 支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願い申し上げます。

- ①自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)
- ②現金払い

6. キャンセル

利用者がサービスの利用をお休みする場合は、すみやかに次の連絡先までにご連絡下さい。

連絡先(電話)	0887-57-8085
---------	--------------

7. サービスの利用方法

(1)サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
利用者の病変、急な入院などやむをえない理由がある場合は、1週間内の文書による通知でサービスを終了させることが出来ます。

②当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
・お客様が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
・お客様がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合

④その他
・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。

・お客様がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
・地震、噴火等の火災、その他事業者の責に帰すべからず事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、事業者はお客様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中にお客様の容体の変化などがあった場合は、事前に打ち合わせに従って、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

(事故発生時の対応)

①通所介護事業者は、利用者に対する通所介護の提供により事故発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

②通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない

③通所介護事業者は、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

10. 高齢者虐待時の対応

高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を定め、指針の整備、防止対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整えるとともに、定期的に研修を実施し、高齢者虐待予防に必要な措置を講じます。

11. ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえて、

職場環境、職員、関係事業者、利用者又はご家族等を含む関係者に対して、ハラスメント防止対策に必要な措置を講じます。

12. 身体的拘束について

利用者、又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行う場合には、その態様、及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。指針の整備、定期的な委員会の開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整えるとともに、定期的に研修を実施し、身体的拘束等の適正化を図るものとする。

13. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所内での感染症の発生予防及びまん延を防止するための担当者を定め、指針の整備、感染対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について従業者に徹底を図る体制を整えるとともに、定期的に研修を実施し、感染症の発生予防及びまん延防止に取り組むものとする。

14. 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスを受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定し、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的に計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

15. 相談・要望・苦情などの窓口

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号 0887-57-8085
	FAX番号 0887-57-8089
	担当者 溝渕 聖
	対応時間 (月～土)午前8時30分～午後17時30分

②公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

(香南市の場合) 香南市役所 高齢者介護課	所在地 香南市野市町西野2706
	電話番号 0887-57-8510
	FAX番号 0887-56-0576
	対応時間 平日の午前8時30分から午後17時
(香美市の場合) 香美市役所 健康介護支援課	所在地 香美市土佐山田宝町1丁目2番1号
	電話番号 0887-53-3127
	FAX番号 0887-53-4572
	対応時間 平日の午前8時30分から午後17時15分
(南国市の場合) 南国市役所 長寿支援課介護保険係	所在地 南国市大桶甲2301番地
	電話番号 088-880-6556
	FAX番号 088-863-1167
	対応時間 平日の午前8時30分から午後17時15分
高知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号 088-820-8410
	088-820-8411
	FAX番号 088-820-8413
対応時間 午前9時00分から午後16時00分 (午後12時00分から午後13時00分は除く)	

16. 提供するサービスの第三者の評価実施状況

実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
-------	----------------------------	---------------------------------------
